【健全化判断比率及び資金不足比率の算定内訳】

(単位:千円)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(対象:一般会計・市有林事業特別会計・奨学資金貸与事業特別会計・夜間急患センター事業特別会計)

 実質赤字比率
 一般会計+一般会計に属する特別会計の実質赤字額

 標準財政規模(うち, 臨時財政対策債発行可能額)

 ム 1,629,700

 37,731,953 (120,515)

= Δ 4.31% (黒字決算のため, マイナス[Δ]にて表示)

〇実質赤字額

歳入総額を上回って支出した額(黒字の場合はマイナス(△)表示としている)

- 〇標準財政規模
- 市税や各種交付金、普通交付税など経常的に見込まれる一般財源の総額。各自治体の財政規模を表す指標として算定される。
- 〇臨時財政対策債発行可能額
 - 一般財源の不足に対処するため、国が自治体ごとに認めた臨時財政対策債の発行可能額

(2)連結実質赤字比率

(対象:一般会計, 特別会計8会計, 事業会計3会計 全12会計)

一般, 特別会計の実質赤字額+事業会計の赤字額 ※1

連結実質赤字比率 =

標準財政規模(うち, 臨時財政対策債発行可能額)

△ 13, 398, 421

37, **731**, **953** (120, 515)

= **△ 35.50%** (黒字決算のため、マイナス[△]にて表示)

※1 会計別収支

分類	会計区分	歳入	歳出	繰越額	収支 (Δは赤字)	備考
	① 一 般 会 計	70, 407, 573	68, 572, 764	215, 720	1, 619, 089	繰越額は翌年度に繰り越すべき財源の額
一般会計等	②市 有 林	28, 071	26, 384	0	1, 687	
(普通会計)	③ 奨 学 資 金	25, 026	21, 944	0	3, 082	
	④ 夜 間 急 患	144, 250	138, 408	0	5, 842	
	⑤ 国 民 健 康 保 険	13, 770, 740	13, 659, 559	0	111, 181	
公営企業会計を除く 特別会計	⑥介護保険	13, 391, 093	13, 293, 684	0	97, 409	
	⑦後期高齢者医療	1, 715, 569	1, 663, 849	0	51, 720	
公営企業会計を含む	8 宅 地 造 成	138, 669	687	0	137, 982	歳入は土地収入見込額 (37,351) を含めた額
特別会計	⑨ 工 業 団 地 造 成	185, 928	780	0	185, 148	歳入は土地収入見込額(184,605)を含めた額
分 類	区分	流動資産	流動負債	算入 地方債(※)	資金不足 又は剰余額	
	⑩ 水 道 事 業	5, 894, 891	725, 013	0	5, 169, 878	流動負債は控除企業債等(679, 154)を差し引いた 額
公営企業会計 (事業会計)	⑪下水道事業	2, 308, 305	1, 010, 752	153, 386	1, 144, 167	流動資産は控除財源(25,390)を差し引いた額 流動負債は控除企業債等(2,902,312)及び控除未 払金等(77,600)を差し引いた額
	⑫ 病 院 事 業	8, 137, 910	3, 255, 628	11, 046	4, 871, 236	流動負債は控除企業債等(1,410,120) を差し引いた額
計						

(※算入地方債は建設・準建設改良費以外の経費の財源のための地方債の令和6年度決算における現在高から流動負債とされるものを控除した現在高)

(3) 実質公債費比率

(対象:一般会計, 特別会計8会計, 事業会計3会計 全12会計 + 一部事務組合)

[地方債の元利償還金+準元利償還金] - [特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額]

実質公債費比率

の3か年平均

〔標準財政規模(うち、臨時財政対策債発行可能額)〕—〔元 利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額〕

(令和4年度単年度数値)

(令和5年度単年度数値)

= 8.30449%

7. 27127%

(令和6年度単年度数値)

= 8.38376%

令和4年度から令和6年度の3か年平均 = 7.9%

〇元利償還金

一般会計等で過去に借入れた地方債の当該年度における元金・利子の返済額

〇準元利償還金

当該年度において一般会計等が公営企業や一部事務組合に対して繰出し、あるいは負担、補助した額のうち、地方債の元 利償還金に充てられた額、公債費に準ずる債務負担に係るもの及び一時借入金の利子等の地方債の元利償還金に準じたもの

〇元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金や準元利償還金

(4) 将来負担比率

(対象:一般会計, 特別会計8会計, 事業会計3会計 全12会計 + 一部事務組合)

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額[うち都市計画税]) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率

標準財政規模(うち、臨時財政対策債発行可能額) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

111,629,370 — (10,830,505 + 9,489,506[6,019,557] + 66,641,287)

37, 731, 953 (120, 515) - 6, 662, 687

24, 668, 072

= 79.3%

〇将来負担額の内訳

一般会計等の当該年度末における地方債現在高	73, 041, 361
債務負担行為に基づく支出予定額	0
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担額	29, 662, 120
一部事務組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等の負担見込額	3, 272, 393
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	5, 632, 621
土地開発公社等の設立法人の負債に対する一般会計等の負担見込額	20, 875
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
計	111, 629, 370

〇充当可能基金額

財政調整基金や減債基金、まちづくり基金など将来の財政負担を補てんすることが可能な基金の額

〇特定財源見込額

元金償還金や準元金償還金に充てることが可能な住宅使用料や都市計画税などの特定財源の収入見込額

〇地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

元金償還金・準元金償還金のうち、将来において普通交付税の基準財政需要額に算入される見込額

2 資金不足比率

(会計の範囲:各公営企業に係る特別会計2会計,事業会計3会計 全5会計)

公営企業に係る特別会計、事業会計ごとの資金不足額

資金不足比率 =

事業の規模

	会計区分			資金不足額 (黒字決算のため, マイナス (△)表示)	事業の規模 (料金収入などの収益等)	資金不足比率 (資金不足比率がない場合は「一」 (こて表示)
水	道	事	業	△ 5, 169, 878	3, 308, 096	_
下	水道	道 事	業	△ 1, 144, 167	1, 669, 978	
病	院	事	業	△ 4, 871, 236	24, 504, 369	
宅	地 造	成 事	業	△ 137, 982	137, 982	_
エ	業団地	造成事	業	△ 185, 148	185, 148	-

〇資金不足額

流動負債や歳出相当額から流動資産や歳入相当額、売払見込額等を差し引いた金額

○事業の規模

営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた金額 宅地造成事業については、事業経営のための財源規模を示す資本及び負債の合計額